

7次設工認申請における新規案件の抽出

- ・表1 分割申請における設計番号対比表（建物関係）及び表2 分割申請における設計番号対比表（設備関係）で7次設工認申請で初めて登場する設計番号を抽出した。
 - ⇒（建物関係） 4件
 - （設備関係） 46件
- ・上記で抽出した初めて登場する設計番号に該当する建物、設備を抽出した結果を、表3～8に示す。
- ・化学処理施設、貯蔵施設、気体廃棄施設には新規案件はありませんでした。

表1 分割申請における設計番号対比表 (建物関係)

・同一行に記載してある設計番号は同一の安全設計を示す。
 ・ピンクに着色したセルは、7次設計申請で初めて登場する安全設計を示す。

資料項目	加工施設の技術基準	項目	設計申請回数							初登場の安全設計	
			1次申請	2次申請	4次申請	5次申請	6次申請	7次申請			
境界防止	第四条第1項	単ユニット	—	—	—	—	—	—	—	—	
	第四条第2項	複数ユニット	—	3.2-建1	3.2-建1	—	4.2-建1	4.2-建1	—	—	
			—	—	—	—	4.2-建2	—	—		
第四条第3項	隣界警報設備(防結)	—	3.2-建1	3.2-建1	3.2-建1(4次)	4.2-建6	4.2-建6	—	—		
地震	第五条	地震	5.1-1	5.1-建1	5.1-建1	5.1-建1	5.1-建1	5.1-建1	5.1-建1	—	
			—	5.1-建2	5.1-建2	5.1-建2	5.1-建2	5.1-建2	5.1-建2	—	
			—	5.1-建1	5.1-建1	5.1-建1	5.1-建1	5.1-建1	5.1-建1	—	
地震損傷	第六条第1項	耐震重要度分類	5.2.1-3	5.2.1-建1	5.2.1-建1	6.1-建6	6.1-建1	6.1-建1	—	—	
			5.2.1-4	—	5.2.1-建2	—	6.1-建2	6.1-建2	—	—	
			—	—	5.2.1-建3	6.1-建3	6.1-建3	6.1-建3	—	—	
			—	—	5.2.1-建4	—	6.1-建4	—	—	—	
			—	—	5.2.1-建5	6.1-建5	6.1-建5	6.1-建5	—	—	
			—	—	5.2.1-建6	6.1-建6	6.1-建6	6.1-建6	—	—	
		地震力	—	—	—	—	6.1-建11	—	—	—	—
			—	—	—	—	6.1-建12	—	—	—	—
			5.2.1-1	5.2.1-建3	5.2.1-建3	6.1-建3	6.1-建3	6.1-建3	—	—	—
			5.2.1-2	—	5.2.1-建4	—	6.1-建4	—	—	—	
			—	—	5.2.1-建5	6.1-建5	6.1-建5	6.1-建5	—	—	
			—	—	5.2.1-建6	6.1-建6	6.1-建6	6.1-建6	—	—	
耐震重要度分類	—	—	—	—	6.1-建7	6.1-建7	—	—	—		
	—	—	—	—	6.1-建10	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第六条第2項	耐震重要施設	—	—	—	—	—	—	—	—		
第六条第3項	耐震重要施設	—	—	—	—	—	—	—	—		
津波損傷	第七条	津波	5.3-1	5.3-建1	5.3-建1	7.1-建1	7.1-建1	7.1-建1	—		
	第八条第1項	電巻・風(台風)	5.4.1-1	5.4.1-建1	5.4.1-建1	8.1-建1	8.1-建1	8.1-建1	—		
			5.4.1-2	—	5.4.1-建2	8.1-建2	8.1-建2	8.1-建2	—		
5.4.1-3			—	5.4.1-建3	8.1-建3	8.1-建3	8.1-建3	—			
5.4.1-4			—	5.4.1-建4	8.1-建4	8.1-建4	8.1-建4	—			
5.4.1-5			—	5.4.1-建5	8.1-建5	8.1-建5	8.1-建5	—			
—			—	5.4.1-建10	8.1-建6	8.1-建10	8.1-建10	—			
5.4.1-6			—	5.4.1-建6	8.1-建7	8.1-建6	8.1-建6	—			
5.4.1-7			—	5.4.1-建7	8.1-建8	8.1-建7	8.1-建7	—			
5.4.1-8			—	5.4.1-建8	8.1-建9	8.1-建8	8.1-建8	—			
5.4.1-9			—	5.4.1-建9	8.1-建10	8.1-建9	8.1-建9	—			
—			—	5.4.2-建1	—	8.2-建1	—	—			
5.4.2-1			—	5.4.2-建1	5.4.2-建2	8.2-建1	8.2-建2	8.2-建2	—		
5.4.2-2	—	5.4.2-建2	5.4.2-建3	8.2-建2	8.2-建3	8.2-建3	—				
5.4.2-3	—	5.4.2-建3	5.4.2-建4	8.2-建3	8.2-建4	8.2-建4	—				
—	—	5.4.2-建1	—	—	—	—	—				
第八条第3項	航空機落下	—	—	—	—	—	—	—			
不法侵入	第九条	不法侵入、不正アクセス	5.5.1-1	5.5.1-建1	5.5.1-建1	9.1-建1	9.1-建1	9.1-建1	—		
			5.5.1-2	—	5.5.1-建2	—	9.1-建2	9.1-建2	—		
閉じ込め	第十条	閉じ込め	—	7.1-建1	7.1-建1	—	10.1-建1	10.1-建1	—		
			—	7.1-建2	7.1-建2	—	10.1-建2	10.1-建2	—		
			—	7.1-建3	7.1-建3	—	10.1-建3	—	—		
			—	7.1-建4	7.1-建4	—	10.1-建4	10.1-建4	—		
			—	7.1-建5	7.1-建5	—	10.1-建5	10.1-建5	—		
			—	10.1-建1	7.1-建6	10.1-建6	10.1-建6	10.1-建6	—		
			—	—	—	—	10.1-建5	—	—		
			—	—	—	—	10.1-建28	—	—		
火災損傷	第十一条第1項	消火設備及び警報設備	4.1-1	4.1-建1	4.1-建1	11.1-建1	11.1-建1	11.1-建1	—		
			4.1-2	—	4.1-建2	11.1-建2	11.1-建2	11.1-建2	—		
			4.1-3	—	4.1-建3	11.1-建3	11.1-建3	11.1-建3	—		
			—	—	4.1-建4	—	—	—	—		
			4.1-4	—	4.1-建4	11.1-建4	11.1-建5	11.1-建5	—		
	第十一条第2項	消火設備及び警報設備(安置施設)	—	—	—	—	—	—	—		
	第十一条第3項	不燃性又は難燃性、防火壁	4.3-3	4.3-建1	4.3-建1	11.3-建1	11.3-建1	11.3-建1	—		
			4.3-4	—	—	—	—	—	—		
			—	4.3-建2	4.3-建2	11.3-建7	11.3-建2	11.3-建2	—		
			4.3-6	4.3-建3	4.3-建3	11.3-建2	11.3-建3	11.3-建3	—		
			—	4.3-建4	4.3-建4	11.3-建3	11.3-建4	11.3-建4	—		
			4.3-5	4.3-建5	4.3-建5	11.3-建4	11.3-建5	11.3-建5	—		
			—	—	4.3-建6	—	—	—	—		
			4.3-8	4.3-建6	4.3-建7	11.3-建5	11.3-建7	11.3-建7	—		
	4.3-7	4.3-建7	4.3-建8	11.3-建6	11.3-建8	11.3-建8	—				
—	—	—	—	11.3-建9	—	—					
—	—	—	—	11.3-建2	—	—					
第十一条第4項	水素接地	—	—	—	—	—	—	—			
第十一条第5項	水素滞留	—	—	—	—	—	—	—			
第十一条第6項	熱的制限値	—	—	—	—	—	—	—			
第十一条第7項	爆発防止	—	—	—	—	—	—	—			
溢水損傷	第十二条	溢水	—	5.6.1-建1	5.6.1-建1	—	12.1-建1	12.1-建1	—		
			—	—	5.6.1-建2	—	12.1-建2	12.1-建2	—		
			—	5.6.1-建2	5.6.1-建3	—	12.1-建3	12.1-建3	—		
			—	5.6.1-建3	5.6.1-建4	—	12.1-建4	12.1-建4	—		
			—	—	5.6.1-建5	—	—	—	—		
			—	5.6.1-建4	5.6.1-建6	—	12.1-建6	12.1-建6	—		
安全避難通路	第十三条	安全避難通路	13.2.1-1	13.2.1-建1	13.2.1-建1	13.1-建1	13.1-建1	—			
			13.2.1-2	13.2.1-建2	13.2.1-建2	13.1-建2	13.1-建2	—			
安全機能	第十四条第1項	環境条件	11.1-1	11.1-建1	11.1-建1	14.1-建1	14.1-建1	—			
			—	11.1-建2	—	—	14.1-建6	14.1-建6	—		
			—	11.1-建3	—	—	14.1-建7	—	—		
			—	11.1-建4	—	—	14.1-建8	—	—		
			—	11.1-建5	11.1-建5	—	14.1-建5	14.1-建5	—		
			—	—	11.1-建2	14.1-建2	—	—	—		
安全機能	第十四条第1項	設計基準事故	—	—	11.1-建3	14.1-建3	—	—			
			—	—	11.1-建4	—	14.1-建4	—			

表1 分割申請における設計番号対比表(建物関係)

・同一行に記載してある設計番号は同一の安全設計を示す。
 ・ピンクに着色したセルは、7次設工認申請で初めて登録する安全設計を示す。

資料項目	加工建設の技術基準	項目	設工認申請回数							初登場の安全設計
			1次申請	2次申請	4次申請	5次申請	6次申請	7次申請		
	第十四条第2項	検査又は試験	11.2-1	11.2-建1	11.2-建1	14.2-建1	14.2-建1	14.2-建1		
	第十四条第3項	内廊飛床物	—	—	—	—	—	—		
	第十四条第4項	共用施設	11.4-1	—	11.4-建1	—	14.4-建1	—		
			—	—	11.4-建2	—	—	—		
材料・構造	第十五条第1項	強度及び耐食性	—	—	—	—	—	—		
	第十五条第2項	耐圧試験、漏えい試験	—	—	—	—	—	—		
搬送設備	第十六条	搬送設備	—	—	—	—	—	—		
	第十七条	貯蔵施設(別添録)	—	—	—	—	—	—		
警報設備	第十八条第1項	警報設備	—	13.1-建1	13.1-建1	—	18.1-建1	18.1-建1		
	第十八条第2項	インターロック	—	13.1-建2	13.1-建2	18.1-建1	18.1-建2	18.1-建2		
放管施設	第十九条	放射線管理施設	—	—	15.1-建1	—	19.1-建1	19.1-建1		
			—	—	15.1-建2	—	—	—		
廃棄施設	第二十条	廃棄施設	—	—	—	—	20.1-設6	—		
			—	—	—	—	20.1-設7	—		
汚染防止	第二十一条	汚染防止	—	10.1-建1	10.1-建1	21.1-建1	21.1-建1	21.1-建1	[20.1-建1]排水貯留槽にて放射線物質の濃度を再度確認した後、排水口から専用排水管により汚水へ排出する。	
			—	—	—	—	—	20.1-建1		
遮蔽	第二十二条第1項	直接線、スカイシャイン線	8.1-1	8.1-建1	8.1-建1	—	22.1-建1	22.1-建1		
	第二十二条第2項	遮蔽設備	8.1-2	8.2-建1	8.2-建1	—	22.2-建1	22.2-建1		
換気設備	第二十三条	換気設備	—	9.1-建1	9.1-建1	—	23.1-建1	23.1-建1		
			—	—	—	—	—	—		
非常用電源	第二十四条第1項	非常用ディーゼル発電機	16.1-1	16.1-建1	16.1-建1	24.1-建1	24.1-建1	24.1-建1		
	第二十四条第2項	無停電電源装置	16.1-2	16.1-建2	16.1-建2	24.1-建2	24.1-建2	24.1-建2		
通信連絡設備	第二十五条第1項	通信連絡設備	16.2-1	16.2-建1	16.2-建1	24.2-建1	24.2-建1	24.2-建1		
	第二十五条第2項	外部への通信連絡	17.1-1	17.1-建1	17.1-建1	25.1-建1	25.1-建1	25.1-建1		
その他事業許可で求められる仕様			—	—	17.1-建2	—	—	—		
			—	99-建1	99-建1	—	99-建1	99-建1		
			—	99-建2	99-建2	99-建1	99-建2	99-建2		
			(1-3)(9-10)	99-建3	99-建3	99-建2	99-建3	99-建3		
			—	—	99-建4	99-建3	99-建4	—		
			—	—	99-建5	99-建4	99-建5	99-建5		
			—	—	—	99-建5	—	—		
			—	—	99-建6	—	99-建6	—		
			—	99-建4	99-建7	—	99-建7	99-建7		
			—	—	—	—	—	99-建8	[99-建8]原料倉庫の周囲への雨水により、加工施設員田への気体状のUF6等の放射線を防止できるように、可搬消防ポンプの放水高さ、原料倉庫の高さ(10)を上回る。	
		—	—	—	—	99-建9	—			
		—	—	—	—	99-設3	—			
		—	—	—	—	—	99-建9	[99-建9]大規模地震が発生した場合に使用不可とならないように、更新する2本の防火水喉は、既存の防火水喉から離れた場所に設置する。		
		—	—	—	—	—	99-建10	[99-建10]扉の漏えい及び火災に対応するため、可搬消防ポンプを設置する。		

表2 分割申請における設計番号対比表（設備関係）

・同一行に記載してある設計番号は同一の安全設計を示す。
 ・ピンクに着色したセルは、7次設工認申請で初めて登場する安全設計を示す。

資料項目	加工施設の技術基準	項目	設工認申請段階							初登場の安全設計			
			1次申請	2次申請	4次申請	5次申請	6次申請	7次申請					
閉じ込め	第十一条	閉じ込め	--	--	--	10.1-設45	--	--	--	--			
			--	--	--	10.1-設50	--	--	--	--			
			--	7.1-設51	--	10.1-設51	10.1-設51	10.1-設51	10.1-設51	--	--		
			--	--	--	--	10.1-設53	--	--	--	--		
			--	--	--	--	10.1-設54	10.1-設54	--	--	--		
			--	--	--	--	--	--	--	--	--		
			--	--	--	10.1-設55	--	--	--	--	--		
			--	--	--	--	10.1-設56	10.1-設56	--	--	--		
			--	--	--	--	10.1-設57	10.1-設57	--	--	--		
			--	--	--	--	10.1-設58	10.1-設58	--	--	--		
			--	--	--	--	10.1-設59	--	--	--	--		
			--	--	--	--	10.1-設60	--	--	--	--		
			--	--	--	--	10.1-設61	--	--	--	--		
			--	--	--	--	10.1-設62	--	--	--	--		
			--	--	--	--	10.1-設63	--	--	--	--		
			--	--	--	--	10.1-設64	--	--	--	--		
			--	--	--	--	10.1-設65	--	--	--	--		
			--	--	--	--	10.1-設66	10.1-設66	--	--	--		
			--	--	--	--	--	--	--	10.1-設67	[10.1-設67]地震時においても手動で湯水量を減断できるように、工業用水及び水道水の供給配管に、1.00の水平地震力に対して弾性変位となる手動減断弁を設置する。		
			--	--	--	--	--	--	--	10.1-設68	[10.1-設68]管理区域外の湯水放流防止のため、湯水を検知して管理区域への水供給を停止する[918]湯水インターロックを設置する。		
			--	--	--	--	--	--	--	10.1-設69	[10.1-設69]湯水となる、工業用水及び水道水の配管には減断弁を設置する。地震を検知した時点で、これらの減断弁を閉止する[917]地震インターロック（地震加速度0.15g以下）を設置する。また、冷水となる冷却水、純水、アンモニア水及び空調用湯水に関しては、地震を検知した時点で、これらの湯水に繋がる送湯ポンプを停止する[917]地震インターロック（地震加速度0.15g以下）を設置する。		
			--	--	--	--	--	--	--	10.1-設70	[10.1-設70]地震時に高圧の供給を停止できるように、高圧の供給配管に1.00の水平地震力に対して弾性変位となる減断弁を設置する。地震を検知した時点で、この減断弁を閉止する[920]地震インターロック（地震加速度0.15g以下）を設置する。		
			--	--	--	--	--	--	--	10.1-設71	[10.1-設71]第1 種管理区域内の空気中の放射線物質を監視するためのエアモニタを設置する。		
			--	--	--	--	--	--	--	10.1-設72	[10.1-設72] 建物内における空間放射線を監視するためのエアモニタを設置する。		
			--	--	--	--	--	--	--	10.1-設73	[10.1-設73] 釜ばく監視及び管理のための選出管理用としてハンドフットモニタを設置する。		
			--	--	--	--	--	--	--	10.1-設74	[10.1-設74] 周辺監視区域境界における空間放射線を監視するためのモニタリングポストを設置する。モニタリングポストには非常用ディゼル発電機から電力を供給する設計とし、長時間の停電時に電源を確保するため、専用のバッテリーを併設する設計とする。		
			--	--	--	--	--	--	--	10.1-設75	[10.1-設75] 排気に含まれる放射線物質濃度を監視するためのダストモニタを設置する。		
			--	--	--	--	--	--	--	10.1-設77	[10.1-設77]放射線管理管理室に集中して設置している放射線管理設備には、非常用ディゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるように風停電源装置を設置する。		
			--	--	--	--	--	--	10.1-設79	10.1-設79	--		
			--	--	--	--	--	--	7.1-設5(2次)	7.1-設5(2次)	(建築物で既設)		
			--	--	7.1-設5	7.1-設5	7.1-設5(4次)	7.1-設5(4次)	7.1-設5(4次)	7.1-設5(4次)	(建築物で既設)		
			--	--	--	--	--	--	10.1-設5(6次)	10.1-設5(6次)	(建築物で既設)		
			--	--	--	--	--	--	10.1-設5	10.1-設5	(建築物で既設)		
			--	--	--	--	--	--	10.1-設6	10.1-設6	(建築物で既設)		
			火災対策	第十一條第三項	不燃性又は難燃性、防火壁	--	4.3-設1	--	11.3-設1	11.3-設1	11.3-設1	--	--
						4.3-1	4.3-設2	4.3-設2	11.3-設2	11.3-設2	11.3-設2	11.3-設2	--
						4.3-2	4.3-設3	--	11.3-設3	11.3-設3	11.3-設3	11.3-設3	--
						--	4.3-設4	--	11.3-設4	11.3-設4	11.3-設4	11.3-設4	--
						--	4.3-設5	--	11.3-設5	11.3-設5	11.3-設5	11.3-設5	--
						--	--	--	11.3-設6	--	--	--	--
						--	--	--	11.3-設7	11.3-設7	11.3-設7	11.3-設7	--
						--	--	--	11.3-設9	--	--	--	--
						--	4.3-設14	--	--	11.3-設11	--	--	--
						--	--	--	--	11.3-設14	--	--	--
						--	--	--	--	11.3-設15	--	--	--
--	--	--				--	11.3-設16	--	11.3-設16 ²⁾	--			
--	--	--				--	--	11.3-設17	11.3-設17	--			
--	--	--				--	--	11.3-設19	--	--			
--	--	--				--	--	11.3-設20	11.3-設20	--			
--	--	--				--	--	11.3-設21	11.3-設21	[11.3-設21] 焼却炉の排気温度高の場合、焼却炉への灯油供給を停止する[786]排ガス温度異常インターロックを設置する。			
--	--	--				--	--	11.3-設22	11.3-設22	[11.3-設22] 可燃性油類を使用する焼却炉は、可燃性油類の供給時に開口のない配管を使用することで可燃性油類の漏洩防止を図った設計とする。			
--	--	--				--	--	11.3-設23	11.3-設23	[11.3-設23] 焼却炉へ燃焼用空気の送風が停止した場合、焼却炉への灯油供給を停止する[787]燃焼用空気停止インターロックを設置する。			
--	--	--				--	--	11.3-設24	11.3-設24	[11.3-設24] 焼却炉には、火災が発生することで火災を感知する火災検知器からの信号を受け、灯油の供給を停止する[785]燃焼装置火災インターロックを設置する。			
--	--	--				--	--	11.3-設25	--	--			
--	--	--				--	--	11.3-設1	11.3-設1	--			
4.3-9	--	--				--	11.3-設9	11.3-設9	11.3-設9	--			
第十一條第四項	水素接地	--				--	--	11.4-設1	--	--	--		
		--				--	--	11.5-設2	--	--	--		
		--				--	--	11.5-設3	--	--	--		
		--				--	--	11.5-設4	--	--	--		
		--				--	--	11.5-設5	--	--	--		
		--				--	--	11.5-設6	--	--	--		
第十一條第五項	水素漏洩	--				--	--	--	11.5-設7	--	[11.5-設7] 高圧ガス保安法に基づき、漏えいのないよう開口のない配管を設置する。		
		--				--	--	--	--	--	--		
第十一條第六項	熱的制限値	--				--	--	11.6-設1	--	--	--		
		--				--	--	11.6-設2	--	--	--		
		--				--	--	11.7-設1	--	--	--		
		--				--	--	11.7-設2	--	--	--		
		--				--	--	11.7-設3	--	--	--		
第十一條第七項	爆発防止	--				--	--	11.7-設4	--	--	--		
		--				--	--	11.7-設5	--	--	--		
		--				--	--	--	11.7-設6	11.7-設6	[11.7-設6] 地震を検知した時点で自動的に水素ガス供給を停止する[915]地震インターロック（設立二完設）を設置する。		
		--				--	--	--	11.7-設7	--	--		
		--				--	--	--	11.7-設8	--	--		
		--				--	--	--	11.7-設11	--	--		
		--				--	--	--	11.7-設12	--	--		
		--				--	--	--	--	11.7-設13	[11.7-設13] 炉内爆発防止用窒素供給のための窒素供給設備としてレシーバタンクを設置する。		
		--				--	--	--	--	--	--		
		--				--	--	--	--	--	--		
湯水対策	第十二條	湯水	--	5.6.1-設1	--	12.1-設1	12.1-設1	12.1-設1	--	--			
			--	5.6.1-設2	--	12.1-設2	12.1-設2	12.1-設2	12.1-設2	--	--		
			--	5.6.1-設3	--	12.1-設3	12.1-設3	12.1-設3	12.1-設3	--	--		
			--	5.6.1-設4	--	--	12.1-設4	--	--	--	--		
			--	5.6.1-設5	--	12.1-設5	12.1-設5	--	--	--	--		
			--	5.6.1-設6	--	--	12.1-設6	--	--	--	--		
			--	5.6.1-設7	5.6.1-設7	12.1-設7	12.1-設7	12.1-設7	12.1-設7	--	--		
			--	5.6.1-設8	--	--	12.1-設8	12.1-設8	12.1-設8	--	--		
			--	5.6.1-設9	--	--	12.1-設9	--	--	--	--		
			--	--	--	--	12.1-設10	--	--	--	--		
			--	--	--	--	12.1-設11	12.1-設11	--	--	--		
			--	--	--	--	12.1-設12	--	--	--	--		
			--	--	--	--	12.1-設13	--	--	--	--		
			--	5.6.1-設14	--	--	12.1-設14	--	--	--	--		

表2 分割申請における設計番号対比表（設備関係）

- ・同一行に記載してある設計番号は同一の安全設計を示す。
- ・ピンクに着色したセルは、7次竣工申請で初めて登場する安全設計を示す。

資料項目	加工施設の技術基準	項目	竣工申請段階							初登場の安全設計
			1次申請	2次申請	4次申請	5次申請	6次申請	7次申請		
産業施設	第二十条	産業施設	—	—	—	—	20.1-般8	—		
			—	—	14.1-般10	—	20.1-般10	20.1-般10		
			—	—	14.1-般11	—	20.1-般11	20.1-般11		
			—	—	—	—	20.1-般12	20.1-般12		
			—	—	—	—	—	20.1-般14	[20.1-般14] 廃液容器は漏えいのない構造とする。	
			—	—	—	—	—	20.1-般15	[20.1-般15] 廃液の漏えい拡大防止のため、受容器を設置する。	
			—	—	—	—	20.1-般70	20.1-般70		
			—	—	—	—	20.1-般71	20.1-般71		
			—	—	—	—	20.1-般72	20.1-般72		
			—	—	—	20.1-般75	—	—		
			—	—	—	20.1-般76	20.1-般76	—		
			—	—	—	20.1-般77	—	—		
			—	—	—	20.1-般80	—	—		
			—	—	—	20.1-般84	—	—		
汚染防止	第二十一条	汚染防止	—	—	21.1-般1	21.1-般1	—			
			—	—	—	—	22.1-般1	—		
滅菌	第二十二条第1項	滅菌機、スライシャイン機	—	—	—	—	—			
			—	—	—	—	—	—		
換気設備	第二十三条	換気	—	—	—	—	23.1-般2	23.1-般2		
			—	—	—	—	23.1-般3	23.1-般3		
			—	—	—	23.1-般4	—	—		
			—	—	—	—	23.1-般5	23.1-般5		
			—	—	—	23.1-般6	—	—		
非常用電源	第二十四条第1項	非常用ディーゼル発電機	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	24.1-般1	—	—		
			—	—	—	24.1-般2	—	24.1-般2 ^{注1}		
			—	—	—	24.1-般3	—	—		
			—	—	—	24.1-般4	24.1-般4	24.1-般4		
	第二十四条第2項	無停電電源装置	—	—	—	—	—	24.2-般1	[24.2-般1] 放射線監視装置は、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるように無停電電源装置に接続する。 [24.2-般1] 警報監視装置は、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるように無停電電源装置に接続する。 [24.2-般1] 放射線管理後の安全管理室に集中して設置している放射線管理設備（モニタリングポスト収束表示）には、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるように無停電電源装置に接続する。 [24.2-般1] 放射線管理管理室に集中して設置している放射線管理設備には、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できるように無停電電源装置を接続する。（接続ケーブルは、交流200V（兼任線あり）一般動力用ケーブル）	
			—	—	—	—	—	24.2-般2	[24.2-般2] モニタリングポストは非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持するため個別にバッテリーを内蔵する設計とする。	
			—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—		
通信連絡設備	第二十五条第1項	通信連絡設備	—	—	—	—	—			
			—	—	—	—	—	—		
その他事業許可で定める仕様			—	99-般1	—	99-般1	99-般1	99-般1		
			—	99-般2	—	—	99-般2	99-般2		
			—	—	99-般3	99-般3	99-般3	99-般3		
			—	—	—	—	99-般4	—		
			—	—	—	—	99-般5	—		
			—	—	—	—	99-般6	—		
			—	—	—	—	99-般7	—		
			—	—	—	—	99-般8	—		
			—	—	—	—	99-般9	—		
			—	—	—	—	99-般10	—		
			—	—	—	99-般11	—	—		
			—	—	—	—	99-般12	—		
			—	—	—	—	99-般9	—		

注1： 屋外ケーブル系統について、非常用ディーゼル発電機（並列機-1(5次)）にて申請する設計番号。

表3 7次設工認申請(建物)における新規案件の該当施設の抽出

仕様表No.	設計番号	変更 箇所	項目No.																							
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
表へ建-1-1	第3設工認作業	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表へ建-1-2	劣化・天然ウラン表層	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1建-1	排水貯留池	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1建-1-1	遊シリング置場	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1建-1-2	防火水槽(1)、(2)	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1建-1-2	防火水槽(3)、(4)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1建-1-3	可燃油ポンプ(1)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1建-1-3	可燃油ポンプ(2)	増設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表へ建-1-1 第3設工認作業	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	非常用通報設備 放送設備	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	消火設備 屋外消火栓	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	消火設備 消火器	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動火災警報設備 火災感知設備	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動火災警報設備 警報設備	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急対策設備(3) 扉(内扉止水用)	増設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表へ建-1-2 劣化・天然ウラン表層	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	非常用通報設備 放送設備	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	消火設備 屋外消火栓	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	消火設備 消火器	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動火災警報設備 火災感知設備	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動火災警報設備 警報設備	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

注1：非常用照明から第3設工認管理区域へ管理区域区分を記載

- ：設計変更なし・工事なし
- ◎：設計変更あり・工事なし
- ：設計変更あり・工事あり 注2

注2：当該設計番号に対応する工事の主要科目ではなく、当該科目に関して工事がある場合は◎とした。

- 非加工施設では該当しない項目
- 設工移技術基準が廃止または追加されている項目

新たに規制対象となる施設	
非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

表4 7次設工認申請（液体廃棄）における新規案件の該当施設の抽出

仕舞番号	名称	事業許可との対比*	施設種別																												備考
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23						
水ト設-液1	押送貯槽 (丸平工務)	(721) 廃液貯槽 (丸平工務) (726) 液位高管理設備		●	●																										
水ト設-液2	沈殿槽	(729) 沈殿槽 (730) 液位高管理設備		●	●																										
水ト設-液3	洗心ろ過槽	(731) 洗心ろ過槽		●	●																										
水ト設-液4	液液槽(1)	(732) 液液槽 (733) 液位高管理設備		●	●																										
水ト設-液5	ろ過機	(734) ろ過機		●	●																										
水ト設-液6	液液槽(2)	(735) 液液槽 (736) 液位高管理設備		●	●																										
水ト設-液7	漏水槽 (チェック) (1)	(737) 漏水槽 (チェック)		●	●																										
	漏水槽 (チェック) (2)	(738) 液位高管理設備		●	●																										
水ト設-液8	イオン交換機(1)	(739) イオン交換機		●	●																										
	イオン交換機(2)	(740) 液位高管理設備 (イオン交換機)		●	●																										
水ト設-液9	液液槽(3)	(741) 液液槽 (742) 液位高管理設備 (液液槽)		●	●																										
水ト設-液10	ろ過機	(743) ろ過機		●	●																										
水ト設-液11	フードボックス	(744) フードボックス		●	●																										
水ト設-液12	液液貯槽 (チェック) (1)	(745) 液液貯槽 (チェック)		●	●																										
	液液貯槽 (チェック) (2)	(746) 液位高管理設備 (液液貯槽(チェック))		●	●																										
水ト設-液13	液液貯槽常設回収ピット	(747) 液液貯槽常設回収ピット (748) 液位高管理設備 (液液貯槽常設回収ピット)		●	●																										
水ト設-液14	槽 (液液貯槽 (丸平工務))	(749) 槽 (液液貯槽 (丸平工務))		●	●																										
水ト設-液15	液液貯槽回収ピット	(750) 液液貯槽回収ピット (751) 液位高管理設備		●	●																										
水ト設-液16	排水貯留設備(1)	(777) 液液貯留設備		●	●																										
	排水貯留設備(2)			●	●																										
	保管槽(1)			●	●																										
	保管槽(2)	(778) 保管槽		●	●																										
	保管槽(3)			●	●																										
	液液貯留槽	(779) 液液貯留槽		●	●																										
	集液槽 (保管槽)	(780) 集液槽 (保管槽)		●	●																										
	集液槽	(781) 集液槽 (液液貯留槽)		●	●																										

*事業許可の安全規格一覧で区分された措置を組み合わせることや安全規格を満足される場合もあり、そのような施設については設工認では、安全規格一覧で区分された措置を組み合わせて申請しなくてはならないと判断しております。

- ：設計変更なし+工事なし
- ◎：設計変更あり+工事なし
- ：設計変更あり+工事あり

● 本加工施設では該当しない項目
● 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

注1：当該施設番号に対応するための工事だけでなく、当該施設に加工施設がある場合は●とした。

表5 7次設工認申請（固体廃棄）における新規案件の該当施設の抽出

仕舞番号	名称	事業内容との対応*	変更区分	項目No.											備考											
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
表1設-001	焼却炉	(782) 焼却炉 (783) 投入フードボックス (784) 排出フードボックス (785) 焼却炉用耐火レンガインターロック (786) 耐火レンガインターロック (787) 焼却炉用酸素濃度検知センサー (788) 送風機ファン	改造																							
表1設-002	サイクロン	(789) サイクロン (790) フードボックス	変更なし																							
表1設-003	フラッシュチャンバ	(791) フラッシュチャンバ	改造																							
表1設-004	イオン交換材混合機	(792) イオン交換材混合機	変更なし																							
表1設-005	イオン交換材成型機	(793) イオン交換材成型機	変更なし																							
表1設-006	ピット	(794) ピット (795) 液位監視設備	改造																							
表1設-007	クレーン (第1焼却炉用)	(796) クレーン	新設																							
表1設-008	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	(797) 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス (800) フードボックス	改造																							
表1設-009	破砕機	(801) 破砕機 (802) フードボックス	改造																							
表1設-010	クレーン (第2焼却炉用)	(803) クレーン	改造																							
表1設-011	ドラム缶用廃棄物プレス	(804) ドラム缶用廃棄物プレス	改造																							
表1設-012	超音波洗浄機 (1)	(805) 超音波洗浄機	変更なし																							
表1設-013	超音波洗浄機 (2)	(806) 超音波洗浄機	改造																							
表1設-014	ろ過装置	(807) ろ過装置 (808) 液位監視設備	改造																							
表1設-015	中和槽	(809) 中和槽 (810) 液位監視設備	改造																							
表1設-016	ろ過装置	(811) ろ過装置 (812) 液位監視設備	改造																							
表1設-017	分別・解砕フード	(813) 分別・解砕フード	改造																							
表1設-018	乾燥機	(814) 乾燥機 (815) 乾燥機 (816) 乾燥機	変更なし																							
表1設-019	プラスチック装置	(817) プラスチック装置 (818) プラスチック装置	改造																							
表1設-020	クレーン (解体用)	(819) クレーン	改造																							
表1設-021	解体用フードボックス	(820) 解体用フードボックス	変更なし																							
表1設-022	乾燥機	(821) 乾燥機	改造																							
表1設-023	廃棄物貯蔵設備	(822) 廃棄物貯蔵設備	改造																							
表1設-024	ドラム缶用廃棄物プレス	(823) ドラム缶用廃棄物プレス	変更なし																							
表1設-025	クレーン (解体用)	(824) クレーン	改造																							
表1設-026	クレーン (解体用)	(825) クレーン	新設																							

*事業許可の安全確認一貫で区分された確認を組合わせることで安全確認を満足させる場合もあり、そのような確認について設工では、安全確認一貫で区分された確認を組合わせて申請書類として適合性を確認している。

○：設計変更なし+工事なし
 ⊙：設計変更あり+工事なし
 ●：設計変更あり+工事あり

■：本加工施設では該当しない項目
 ⊕：加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

注1：当該設工番号に対応するための工事だけでなく、当該設工に併せて工事がある場合は●とした。

表6 7次設工認申請（放射線管理施設）における新規案件の該当施設の抽出

資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考	
																									資料No.
表子設-1	エクスニア (工場棟 転換工場)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
表子設-2	エリアモニタ Ch-1	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
表子設-3	ハンドファットモニタ1~6	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
表子設-4	経路工場ダストモニタ	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
表子設-5	モニタリングポスト	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組むことで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて申請書類として適合性を確認している。

○：設計変更なし+工事なし	●：設計変更あり+工事なし	●：設計変更あり+工事あり
本加工施設では該当しない項目		
加工施設の技術基準が変更または追加されている項目		

注1：当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

表8 7次設工認申請（その他の加工施設 その2）における新規案件の該当施設の抽出

資料No.	資料No.	資料名	1 境界防止	2 地震	3 地震損傷	4 津波損傷	5 外部衝撃損傷	6 不法侵入	7 閉じこめ	8 火災損傷	9 洪水損傷	10 安全確保道路	11 安全機能	12 材料・構造	13 耐震設備	14 防風設備	15 警報設備	16 保安設備	17 防犯設備	18 汚染防止	19 通風	20 換気設備	21 非常用電源	22 通信連絡設備	23 その他	備考*			
																											第4条第1項	第4条第2項	第5条第1項
仕機番No.	設計番号	事業許可との対応*	変更区分	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86			
追表り設-1	非常用ディーゼル発電機(1)	(887,888)非常用設備 非常用電源設備	改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
追表り設-2	非常用ディーゼル発電機(2)	非常用ディーゼル発電機	改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
追表り設-3	表面電離型質量分析装置(1)	[907]分析設備 同位体分析設備	変更なし	○																									
	表面電離型質量分析装置(2)		変更なし	○																									
	固体発光分光分析装置		変更なし	○																									
	ICP質量分析装置		変更なし	○																									
	ICP発光分光分析装置		変更なし	○																									
	自動水分分析装置		変更なし	○																									
	炭素・硫黄同時分析装置		変更なし	○																									
	自動ハロゲン分析装置		変更なし	○																									
	α線スペクトル分析装置		変更なし	○																									
	廃水タンク		改定	●																									
サンプル装置	新設	●																											
発光分光分析装置	撤去	●																											
追表り設-4	比表面積測定装置	[908]分析設備 物性測定設備	変更なし	○																									
密度測定装置	変更なし		○																										
平均粒径測定装置	改定		●																										
追表り設-5	試料回収ボックス (不純物分析設備付装置)	[909]分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付装置)	改定	●																									

※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて申請機器として適合性を確認している。

- ：設計変更なし+工事なし
- ◎：設計変更あり+工事なし
- ：設計変更あり+工事あり
- ：本加工施設では該当しない項目
- ：加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

注1：当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。